

## デジタルフルカラー複合機入札に関する業者の募集について

住吉区社会福祉協議会 デジタルフルカラー複合機（リース契約）にかかる入札を行いますので、次の要綱でご参加ください。

### 記

#### 1 案件名称

デジタルフルカラー複合機（リース契約）

#### 2 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### 3 応募資格

次の掲げる事項すべてに該当し、当社がその資格を認めた物は入札に参加することができる。

- (1) 大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。また、見積合せを行う当日に停止措置の対象でないこと。ただし、資格名簿に登録されていないが、従前より本会と取引のある者は入札参加資格を有するものとする。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。別添「特記仕様書」に準ずる。
- (3) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。

#### 4 応募手続き

##### (1) 申込方法

別紙「入札参加申請書」（様式1）を住吉区社会福祉協議会まで提出してください。  
（FAX可、ただし必ず受信確認をしてください）

##### (2) 申請書交付場所

住吉区社会福祉協議会地域支援窓口及びホームページ上

##### (3) 提出期間

平成30年3月1日（木）から平成30年3月7日（水）まで  
（午前9時から午後5時半まで）

##### (4) その他

資格通知は、平成30年3月8日付けで郵送する。

#### 5 提出書類

- ・入札書（入札金額は2台合計額を記入すること）
- ・見積書（2台別々の見積書を提出すること）

## 6 提出期限

平成 30 年 3 月 16 日（金）13 時まで

郵送可。ただし期限までの必着とする。提出については、必ず封筒に入れ厳封すること。

## 7 入札日・場所

(1) 日 時 平成 29 年 3 月 16 日（金）13 時

(2) 場 所 住吉区社会福祉協議会内 会議室

(3) その他 必ずしも入札に立会う必要はありません。同席される場合は担当まで連絡ください。入札結果は後日お知らせします。

## 8 その他

(1) 見積書には、リース総額・モノクロ、カラー両方の単価を記載すること。

(2) 入札書には 2 台分のリース期間の総額（税抜）ならびにリース期間の使用予定枚数のカウンター料金（税抜）の総額を記入ください。

(3) 設置場所等現地見が必要な場合は事前に連絡のうえ日程を確認してください。

(4) 契約書においては、発注者と協議のうえ、落札者においてリース契約書・保守契約書を作成すること。

## 9 問い合わせ先

大阪市住吉区社会福祉協議会 地域支援担当 中村

TEL 06-6607-8181 FAX 06-6692-8813

## 特記仕様書

### 1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。  
また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。